

西宮市保育所設置認可等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、「保育所の設置認可等について」（平成12年児発第295号厚生省児童家庭局長通知。以下「295号通知」という。）及び「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年児発第298号厚生省児童家庭局長通知。以下「298号通知」という。）に基づき、法第39条に定める保育所を運営しようとする者に対し、市長が設置の認可、休止及び廃止の承認を行うについて必要な手続きを定める。

(地域の状況の把握)

第2条 市長は、保育所入所待機児童の現状、地域の人口数、就学前児童数、就業構造等に係る現状及び動向等、保育サービスに関する地域の現状を的確に把握し、将来の保育需要の推計を行うことにより、設置認可に対する判断に資するよう努めるものとする。

(認可の申請)

第3条 法第35条第4項の規定により、保育所の設置認可を受けようとする者は、保育所設置認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 保育所運営の適正化に資するため、新規に保育所を設置する場合においては、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第4条 認可にあたっては、法に定めるもののほか、西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第36号。以下「条例」という。）、295号通知及び298号通知並びに次項に定めるところにより判断するものとする。

2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状況等地域の実態、付近の特定教育・保育施設の整備の状況等を十分に勘案し、保育所の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合は、毎会計年度終了後3か月以内に、295号通知に定められた書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書（様式第2号）を添付して、市長に提出すること。

(認可の場合の通知)

第5条 市長は、第3条の申請に対し、第2条に規定する地域の保育サービスへの需要を勘案し、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は判断の結果を、認可する場合は保育所設置認可書（様式第3号）を、認可しない場合は保育所設置認可不承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(廃止・休止の申請)

第6条 保育所を設置運営する者が保育所経営に係る事業を廃止又は休止しようとする場合は、相当期間の余裕をもって、市長に協議すること。協議の結果、廃止又は休止する場

合は、原則6か月以上前までに保育所廃止（休止）申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、保育所廃止（休止）承認書（様式第6号）を、承認しない場合は、保育所廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（変更の届出）

第7条 保育所の設置認可を受けた者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第37条第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から起算して1か月以内に、施行規則第37条第1項第2号若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に、保育所設置認可事項変更届（様式第8号）により届け出るものとする。

- 2 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、保育所の設置認可等に関し必要な事項は、こども支援局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年12月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。